

2026年3月27日  
郡山市総務部人事課  
課長 古川 誠  
TEL：924-2048

職員の懲戒処分について

本日付けで、下記のとおり、2件の懲戒処分を実施しました。  
全職員に対し、「市民の安全・安心を守るべき市職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、「交通法規の遵守」「安全運転の徹底」について、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

記

1 交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	減給 10 分の 1 1 か月	処分年月日	令和 8 (2026) 年 3 月 27 日
事件概要	<p>70 代の会計年度任用職員（女性）は、令和 7 (2025) 年 4 月 26 日（土）の午前 7 時 50 分頃、私用のため、普通乗用自動車です市内大槻町字中反田地内の交差点を直進する際、右方道路から進行してきた相手方運転の自転車に気づくのが遅れ、自車前部を衝突させた。</p> <p>この事故により、相手方に怪我を負わせるとともに、自転車を破損させた。</p>		

2 交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和 8 (2026) 年 3 月 27 日
事件概要	<p>50 代の会計年度任用職員（女性）は、令和 7 (2025) 年 8 月 3 日（日）の午後 8 時 4 分頃、私用のため、普通乗用自動車です市内開成四丁目地内を走行中、丁字路において一旦停止し、右折しようとブレーキから足を離れたところ、車両や信号機に気を取られ、右方歩道から進行してきた歩行者と接触した。</p> <p>この事故により、相手方に怪我を負わせた。</p>		